

(写)
4 西 監 第 208 号
令和 5 年 3 月 30 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤 田 美智子
(公印省略)

令和 4 年度指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
4 西 監 第 208 号
令和 5 年 3 月 30 日

西東京市長 池 澤 隆 史 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤 田 美智子
(公印省略)

令和 4 年度指定管理者監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象施設及び所管部課

- 1 公の施設 (旧名称) ※
- (1) 南町コミュニティセンター (南町地区会館)
 - (2) 下宿コミュニティセンター (下宿地区会館)
 - (3) 緑町コミュニティセンター (緑町地区会館)
 - (4) 谷戸コミュニティセンター (谷戸地区会館)
 - (5) 向台コミュニティセンター (向台地区会館)
 - (6) 芝久保コミュニティセンター (芝久保地区会館)
 - (7) 東伏見コミュニティセンター
 - (8) 北町コミュニティセンター (ふれあいセンター)

- 2 指定管理者 (旧名称) ※
- (1) 南町コミュニティセンター管理運営協議会 (南町地区会館管理運営協議会)
 - (2) 下宿コミュニティセンター管理運営協議会 (下宿地区会館管理運営協議会)
 - (3) 緑町コミュニティセンター管理運営協議会 (緑町地区会館管理運営協議会)
 - (4) 谷戸コミュニティセンター管理運営協議会 (谷戸地区会館管理運営協議会)
 - (5) 向台コミュニティセンター管理運営協議会 (向台地区会館管理運営協議会)
 - (6) 芝久保コミュニティセンター管理運営協議会 (芝久保地区会館管理運営協議会)
 - (7) 東伏見コミュニティセンター管理運営協議会
 - (8) 北町コミュニティセンター協議会 (西東京市ふれあいセンター協議会)

※令和4年7月1日に名称を変更している。以下、変更後の名称により表記する。

- 3 所管部課 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

第3 監査の範囲

令和3年度に係る南町コミュニティセンターほか7施設の施設管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行

第4 監査の期間

令和4年10月3日から令和5年3月30日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

公の施設の管理に係る委託事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

1 実 査 日 程：令和4年12月21日

実施場所：芝久保コミュニティセンター及び東伏見コミュニティセンター ※

※指定管理料の執行実績額上位2者の施設を選定し実査を実施した。

2 説明聴取 協働コミュニティ課

日 程：令和5年2月9日

実施場所：監査委員室

なお、指定管理者8者については、説明聴取の代わりに質問調書による調査を実施した。

3 講 評 指定管理者8者

日 程：令和5年3月10日

実施場所：各コミュニティセンター

協働コミュニティ課

日 程：令和5年3月10日

実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

1 指定管理者

- (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第9 指定管理の概要

1 施設の概要

名称、所在地、延床面積、主な施設及び開館時間等は、次のとおりである。

No.	名称／所在地	延床面積 (㎡)	主な施設	開館時間 ／休館日
1	南町コミュニティセンター ／南町2丁目21番9号	213.38	会議室2室、和室2室	午前9時30分～午後9時30分 ／年末年始(12月29日～翌年 1月4日)及び毎週木曜日
2	下宿コミュニティセンター ／南町5丁目26番1号	202.53	ホール、和室2室	午前9時～午後9時 ／年末年始(12月28日～翌年 1月3日)及び毎週水曜日
3	緑町コミュニティセンター ／緑町1丁目5番1号	300.59	集会室2室、和室	午前9時～午後9時 ／年末年始(12月29日～翌年 1月4日)及び毎週木曜日
4	谷戸コミュニティセンター ／谷戸町1丁目9番2号	271.03	ホール、調理実習室、 和室	午前9時～午後9時 ／年末年始(12月28日～翌年 1月4日)及び毎週水曜日
5	向台コミュニティセンター ／向台町2丁目13番12号	252.00	ホール、和室3室	午前9時～午後9時 ／年末年始(12月29日～翌年 1月4日)及び毎週水曜日
6	芝久保コミュニティセンター ／芝久保町3丁目15番10号	588.85	体育室、学習室、 和室2室	午前9時～午後9時／年末 始(12月28日～翌年1月3日) 及び毎週木曜日(休日は開館)
7	東伏見コミュニティセンター ／東伏見5丁目10番22号	680.31	多目的ホール、集会室 兼調理室、集会室2 室、会議室、和室	午前9時～午後9時 ／年末年始(12月29日～翌年 1月5日)及び毎週月曜日
8	北町コミュニティセンター ／北町1丁目3番14号	456.16	ホール、会議室3室、 和室	午前9時30分～午後9時 ／年末年始(12月29日～翌年 1月5日)及び毎週水曜日

2 選定経過

監査対象となる8施設のうち、東伏見コミュニティセンターの指定管理者については、令和元年度に、地域において市民により組織された団体を指定候補者として選定し、令和元年第4回市議会定例会において、東伏見コミュニティセンター管理運営協議会を指定することが議決された。他の7施設の指定管理者については、令和2年度に同様の手続により、令和2年第4回市議会定例会において、南町ほか5地区会館の管理運営協議会及び西東京市ふれあいセンター協議会を指定することが議決された。

なお、市と指定管理者（東伏見コミュニティセンター管理運営協議会）の間では、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を期間とする基本協定を締結している。他の7施設の指定管理者との間では、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を期間とする基本協定をそれぞれ締結している。

3 指定管理者の概要（令和4年3月31日現在）

(1) 指定管理者の指定期間、事務員等の配置、利用件数及び利用者数は、次のとおりである。

No.	指定管理者名	指定期間	事務員等の配置	利用件数 (前年度)	利用者数 (前年度)
1	南町コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐1名	1,559件 (1,033件)	4,856人 (3,167人)
2	下宿コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐1名	1,226件 (866件)	5,778人 (3,982人)
3	緑町コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐1名	1,466件 (1,148件)	11,502人 (8,908人)
4	谷戸コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐1名	1,134件 (847件)	6,780人 (4,925人)
5	向台コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐1名	1,382件 (1,020件)	6,946人 (5,482人)
6	芝久保コミュニティセンター 管理運営協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐2名	919件 (649件)	16,956人 (11,850人)
7	東伏見コミュニティセンター 管理運営協議会	R2. 4. 1 ～R5. 3. 31	常駐2名	1,595件 (2,035件)	16,220人 (13,308人)
8	北町コミュニティセンター 協議会	R3. 4. 1 ～R6. 3. 31	常駐2名	1,264件 (1,040件)	9,728人 (8,103人)

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、西東京市市民交流施設条例（平成17年西東京市条例第18号）第10条に規定する次に掲げる西東京市市民交流施設（以下「交流施設」という。）の管理運営に関する業務を行う。

ア 交流施設の使用の承認及び取消しに関する業務

イ 交流施設等の維持管理に関する業務

ウ その他交流施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務

4 令和3年度の指定管理料及び収支状況

指定管理料、収入実績、支出実績及び収支差額は、次のとおりである。

（単位：円）

No.	指定管理者名	指定管理料 (指定期間上限額)	収入実績 (a)	支出実績 (b)	収支差引額 (a - b)
1	南町コミュニティセンター 管理運営協議会	5,712,000 (17,556,000)	5,891,220	5,650,774	240,446
2	下宿コミュニティセンター 管理運営協議会	5,217,000 (16,103,000)	5,217,017	5,111,906	105,111
3	緑町コミュニティセンター 管理運営協議会	5,432,000 (16,803,000)	5,432,018	5,315,165	116,853
4	谷戸コミュニティセンター 管理運営協議会	5,886,000 (18,111,000)	5,886,021	5,399,138	486,883
5	向台コミュニティセンター 管理運営協議会	5,374,000 (16,532,000)	5,447,217	5,292,623	154,594
6	芝久保コミュニティセンター 管理運営協議会	10,225,000 (31,217,000)	10,399,435	9,859,415	540,020
7	東伏見コミュニティセンター 管理運営協議会	10,297,000 (31,880,000)	10,297,037	9,725,350	571,687
8	北町コミュニティセンター 協議会	9,845,000 (30,173,000)	9,845,033	9,373,328	471,705

※ 消費税及び地方消費税を含む。

第10 監査の結果

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に処理されていた。

1 個別的指摘事項

- (1) 南町コミュニティセンターほか7施設の指定管理者
特に指摘する事項はない。

- (2) 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課
特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では、指定管理業務に係る会計処理等に関する事務が、各指定管理者及び協働コミュニティ課により、おおむね適正に執行されていることが確認できた。引き続き、適正な事務処理に努められたい。

なお、各指定管理者は、地域において市民により組織された団体であることを踏まえ、今後も指定管理業務を行う中で生じる共通の課題については、両者で十分に協議を行うとともに、協働コミュニティ課においては、必要に応じて適切な指導・助言ができるよう対応されたい。

各コミュニティセンターの利用者は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす様々な影響により相当数減少し、現在は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の利用状況までには至っていない。今後も両者が相互に協力し、利用者数の更なる回復に努めるとともに、利用サービスの品質及び効率の向上に取り組むなど、各コミュニティセンターが市民主体による市民本位の豊かな地域社会づくりの発展に寄与するため、地域社会の活動拠点として中心的な役割を担っていくことを期待するものである。